

令和元年度 第2回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和2年1月24日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 泉大津市立総合福祉センター 第1会議室
- 3 案 件 (1) 泉大津市国民健康保険料の改定について  
(2) その他
- 4 出席委員
- |             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| 被保険者代表委員    | 北島 政夫  | 石川 泰皓  |
|             | 吉村 千枝  | 府中 しのぶ |
| 保険医・薬剤師代表委員 | 前田 邦雄  | 川端 徹   |
|             | 赤崎 英雄  | 山本 真也  |
| 公益代表委員      | 川井 太加子 | 大久保 學  |
|             | 村岡 均   | 浦西 敬子  |
| 被用者保険代表委員   | 森口 恭明  |        |
- 5 市側出席者
- |            |        |
|------------|--------|
| 健康福祉部長     | 川口 貴子  |
| 保険年金課長     | 長谷 修   |
| 健康づくり課長補佐  | 小門 弘展  |
| 保険年金課長補佐   | 草竹 佐季子 |
| 保険年金課保険料係長 | 若松 達雄  |
- 傍聴人 なし

〈事務局〉 本日 13 名の委員が出席。本協議会規則第 3 条の規定により会議が成立する旨を報告。

〈会 長〉 これより第 2 回運営協議会を開催いたします。規則第 2 条に基づき議事署名委員を選出します。署名委員は、村岡委員及び山本委員にお願いします。続いて副市長からのご挨拶をお受けいたします。

(副市長あいさつ)

〈会 長〉 案件 (1) について副市長より諮問書が受け取ります。ここで副市長が退席されます。諮問書のコピーを委員皆様にお配りします。それでは事務局より諮問書の朗読をお願いします。

(健康福祉部長による諮問書の朗読)

〈会 長〉 続いて、事務局から会議資料に基づき説明願います。

〈事務局〉 それでは、「泉大津市国民健康保険料の改定について」にかかる会議資料につきましてご説明いたします。

表紙をおめくりいただいて 1 ページ目でございます。

タイトルは、令和 2 年度国民健康保険料保険料率及び賦課限度額改正案とあり、まず一番上の保険料率と記載のある表についてですが、縦軸には、左から本市の現行の保険料率、今回の改正(案)による保険料率、現行と改正(案)との増減を記載しております。なお、右には、大阪府統一保険料率の現行分と改正(案)を参考として記載しております。また、横軸には上から基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を記載しており、更にそれぞれで所得割率、均等割額、介護納付金にはありませんが平等割額、最後に賦課限度額を記載しております。

保険料率の決定の仕組みについてご説明申し上げますと、最後のページに簡単なイメージ図をつけておりますが、大阪府全体で医療給付費総額を推計して、その総額から国庫支出金や大阪府繰入金などの公費や被用者保険などからの前期高齢者交付金を差し引き、大阪府全体の事業費納付金額を算定し、大阪府内市町村全体の保険料必

要総額となります。これを、応能割すなわち所得割と応益割が5:5となるように按分し、さらに応益割分を均等割と平等割が6:4となるように按分します。これら算定した所得割を大阪府全体の所得総額、均等割を被保険者数、平等割を世帯数で割ることによって、大阪府統一の所得割率・均等割額・平等割額が算出されます。1ページに戻っていただいて、本市では統一保険料率は採用せず、激変緩和措置を行った後の標準保険料率を用いることを考えておりますが、現行の保険料率から統一保険料率に改正しますと急激な保険料率の上昇となり、被保険者の方々の負担が大きいため、改正案で示した保険料率を採用することとしたものです。なお、激変緩和措置については、統一保険料率で算定した一人当たり保険料額と、広域化前の市町村ごとの一人当たり保険料額を基にして推計した令和2年度の市町村ごとの一人当たり保険料額を比較して統一保険料額が高かった場合、その差額を激変緩和措置として保険料の上昇を抑制するものです。ただし、その全額が措置されるものではなく、令和2年度は差額の6割程度が激変緩和として措置されています。統一保険料率変動要因の概要としましては、算定するうえで推計した被保険者数が約7万7千人の減、単年度の医療費伸び率が2.46%の増、一人当たり要する費用が伸びると推計されたため、具体的には保険給付費の増、保険料減免の増、後期高齢者支援金及び介護納付金の増が増要因となり、減の要因としては国公費の増があります。また、大阪府においても統一保険料抑制策を講じた結果、統一保険料率を算定したと聞いております。

次に、2段目の表に移りますが、均等割及び平等割軽減判定所得の算定に用いる被保険者数等に乗ずる金額についてでございます。低所得の被保険者の保険料負担を軽減するため、一定所得以下の方については均等割及び平等割を軽減する制度がございまして、具体的には、総所得金額から基礎控除33万円を引いた金額が、被保険者数に28万円を乗じた金額以下であれば5割軽減、同様に被保険者数に51万円を乗じた金額以下であれば2割軽減するものですが、この乗ずる金額をそれぞれ5割軽減が28万5千円、2割軽減が52万円として令和2年4月1日からの実施で、政令改正が予定されているため、今回改正するものです。表には、1人、2人、4人の場合の軽減対象となる、総所得金額すなわち基礎控除を差し引く前の上限額をお示ししております。

次に、基礎賦課限度額の改正についてでございます。3番目の表を

ご覧願います。今回の大阪府統一保険料率算定にあたって、基礎賦課限度額を現行の 58 万円から 61 万円に引き上げることを前提に保険料率の算定が行われていること、中間所得層の負担軽減をはかることから、賦課限度額引き上げの改正（案）をお諮りするものです。令和元年 6 月 1 日現在の賦課状況で現行の 58 万円の限度額に到達している世帯数は 192 世帯で、今回の改正（案）で賦課額増加見込額は 5 百 523 千円程度と見込んでおります。なお、令和元年度及び 2 年度における本市の賦課限度額と国基準の賦課限度額を一番下の表にお示ししております。国基準では令和 2 年度で基礎賦課限度額と介護納付金賦課限度額の改正が予定されており、今回の改正によっても国基準とは開きがあるところでございます。

続いて、2 頁をご覧願います。こちらは、令和元年 6 月 1 日現在の医療給付分の所得階層別の賦課状況でございます。こちらの表では加入世帯数と構成率、付加保険料と構成率、世帯当たり保険料、そして一番右には限度額に到達した世帯数と超過した保険料額を記載しております。

3 ページをご覧願います。こちらは 4 人世帯の被保険者世帯のうち 2 人が介護納付金該当の場合における、各所得階層別の現行保険料及び改正（案）による保険料並びにその増減額をお示したものです。続いて 4 ページをご覧願います。こちらは、3 ページと同様の表でございますが、改正により限度額がなくなったと仮定した場合の表でございます。

5 ページにお移り願います。5 ページから 8 ページについては、現行の保険料率等と改正（案）による保険料率等の比較という点で、先に 3 ページで説明したものと変わらないのですが、保険料軽減の所得判定基準が変更となることから、軽減割合が変わる所得層について比較したものです。表の左列の中ほどより上の行に令和元年度と令和 2 年度と記載があり、金額と軽減割合が記載されておりますが、単身世帯で介護該当の場合、61 万 5 千円と 85 万円の所得階層にあたる方が、今回の改正（案）で軽減割合が変わる階層でございます。仮に令和元年度と 2 年度で総所得金額が変わらなかった場合、右列の増減にある通り、負担額が減少することとなります。6 ページは 4 人世帯の介護該当 2 人の場合でございます。147 万円と 241 万円の所得階層で軽減割合が変わることとなり、負担額が減少することとなります。7 ページは単身世帯の介護該当なし、8 ページは 4 人世帯の介護該当なし世帯の負担額増減をお示した

ものです。

9 ページは、平成 30 年度と令和元年度における泉州ブロック各市、大阪府、国基準の賦課限度額を示したものですので、参考までにご覧願います。

次に 10 ページでございますが、保険料賦課限度額引き上げによる効果をイメージとして示したもので、賦課限度額が上昇することにより高所得世帯で保険料負担が増加することになりますが、中間所得層の保険料負担が減少することになるということを表したものです。

11 ページは先にご説明申し上げた保険料率決定の仕組みについてでございます。

諮問の中で法定外繰入という言葉がでてきておりますので、説明させていただきます。

国民健康保険事業は、国民健康保険法で特別会計を設置することが義務付けられており、特別会計は、地方自治法では「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」とされております。

もう少し簡単に説明申し上げますと、国民健康保険事業を実施するにあたって、保険料収入を集めてその保険料を財源として、保険給付に充てることとなっています。ただ、低所得者の均等割・平等割の負担軽減のため保険料を軽減する財源であるとか、特別会計に従事する職員の給与や一般的な事務に用いる経費など、法令や通知などで一般会計が負担すべきとされている経費については、一般会計から国民健康保険事業特別会計に資金を投入することされていません。これが法定内繰入と呼ばれるもので、法令や通知によらない繰入が法定外繰入と呼ばれるものです。例としては、保険料の収納率が低いことなどにより生じた赤字を補てんするための繰り入れなどが代表的なものとなります。

以上 簡単ではございますが、資料についての説明を終わらせていただきます。

〈会 長〉 只今の件について、何かご質問、ご意見がございませんでしょうか。

〈委 員〉 最初の保険料率のところ、表の上の部分のところ、どこを見たら

良いのかとまどってしまって大変恐縮ですが、表を追いながら説明をお願いしますでしょうか。

〈事務局〉 まず、11 ページの方をご覧くださいなのですが、①大阪府内医療給付費、大阪府全体の医療費になります。医療費については、国民健康保険については、国庫支出金や都道府県からの繰入金などが導入されております。被用者保険などからの前期高齢者交付金などが入っているような形になります。こちらが②の部分となります。残りの③のところは、事業費納付金総額になりますが、これについて、下の表の応能割と応益割 1:1 の割合となるよう按分し、応益割の方は、均等割、平等割が 6:4 になるようになっています。被保険者の所得総額を大阪府で推計するんですが、所得割の  $\alpha$  の部分は大阪府被保険者全体の所得総額で割ることによって、統一保険料率が算定されることとなります。

これが、1 ページに戻るんですが、改正案の 9.05 になります。次に均等割額についてですが、総額を大阪府の国民健康保険被保険者総数で割ることによって、1 ページの 32,015 円になります。平等割額については、平等割総額を大阪府の国民健康保険世帯数全体で割ることによって、改正案の 33,785 円となります。

これが、いわゆる統一保険料率と言われるものであって、本市では、激変緩和措置というのを講じることになりますが、本市の推計された一人当たりの保険料額と、統一保険料より算定した一人当たりの保険料額と比較することになります。比較して統一保険料率の方が高かった場合、その差額の 6 割を激変緩和措置として大阪府で措置することになります。

それによって算定された保険料を本市の被保険者の所得総額で割って、所得割率をだし、均等割総額を被保険者数でわったものが均等割額、平等割総額を世帯数でわったものが、平等割額が算定されます。それが、改正案で示す率と額となります。

〈委員〉 6 割の激変緩和措置が講じられているので、その差額ができていたという理解でよろしいでしょうか。

〈事務局〉 はい。

〈委員〉 はい。わかりました。

〈会長〉 他にご質問、ご意見がございませんでしょうか。

〈委員〉 諮問書のことですが、58万円が61万円はどうかと思います  
が、意見ですので答えは結構です。  
いつも値上げに関して、1番の限度額と3番の改正理由と、  
さきほど副市長のあいさつにもあったように、10何年前は12  
億～3億の赤字があって、今年はプラスになっていました。  
これは最大の理由は、もちろん市の努力もあるし、広域化された  
こともあると思いますが、この諮問書をみますと、2番の基礎賦  
課額、後期高齢者支援分、介護分と具体的に記載されていて、丁  
寧になったなど、これは私の意見です。

〈会長〉 他にご質問、ご意見がございませんでしょうか。

では、ないようですので、先ほどの件につきましては、持ち帰  
っていただき、ご検討いただきまして、再度1月31日、金曜  
日に本協議会を開催いたしたいと思いますが、ご異議ございま  
せんか。

(異議なしの声)

〈会長〉 ありがとうございます。ご異議がないようですので、この件に  
つきましては再度1月31日に協議いたします。それまで、し  
っかり見ていただいて、ご意見言っていただくことも可能かと思  
います。

では、次に案件2の「その他」としまして、事務局より報告事  
がございますので、説明を願います。

〈事務局〉 それではその他の案件についてご説明申し上げます。

本日、諮問いたしました内容に対して、来週31日に答申をして  
いただく予定でございます。場所は本日と同じ、この会議室で行  
います。答申にあたりましては、起草委員会を開いて答申書を作  
成することとなります。起草委員会の委員構成は各分野の委員  
から、代表各一名を選出していただくことになっておりますの

で、よろしくお願いいいたします。また、不明な点等がございましたら、遠慮なく事務局までご質問いただければと思います。

あと、資料の件で補足ですが、今回統一保険料率と本市の激変緩和措置後の保険料率を示させていただいております。本市は激変緩和措置を講じているところですが、これにつきましては大阪府につきましては令和6年度に統一保険料率とすることを目標としておりまして、これが料率としては段々上がっていく可能性があるという事を補足させていただきます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

〈事務局〉 令和6年になれば、この本市の激変緩和ではなくて、統一保険料率の高い方になっていく可能性があるという事になります。

〈会 長〉 追加のご説明をいただきましたが、よろしいでしょうか。  
何かご質問・ご意見ございませんか。

これをもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。

次回は、1月31日 金曜日 午後1時30分からこちら泉大津市立総合福祉センター3階第1会議室において開催することといたします。今日は本当にありがとうございました。